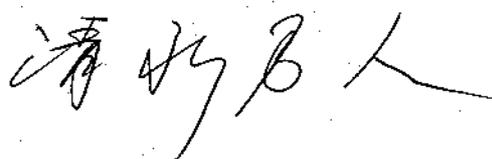


さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3 月 27日

さいたま市長

Handwritten signature in black ink, appearing to read '清水 良人' (Shirohito).

さいたま市規則第41号

さいたま市立病院管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立病院管理規則（平成13年さいたま市規則第145号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(組織)</p> <p>第2条 病院の業務を処理するため、次に掲げる部、課、室、係、科及びセンターを置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 診療部</p> <p style="padding-left: 2em;">内科 消化器内科 呼吸器内科 脳神経内科 循環器内科 膠原病内科 血液内科 小児科 <u>乳腺・血管外科</u> 消化器外科 呼吸器外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 小児外科 皮膚科 形成外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科口腔外科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 集中治療科 救急科 精神科 緩和ケア科 感染症科 周産期母子医療センター 救命救急センター 腫瘍センター スポーツ医学総合センター 薬剤科 中央放射線科 リハビリテーション科 中央検査科 臨床工学科 栄養科</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p style="text-align: center;">(分掌事務)</p> <p>第3条 病院の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>診療部</p> <p style="padding-left: 2em;">内科 消化器内科 呼吸器内科 脳神経内科 循環器内科 膠原病内科 血液内科 小児科 <u>乳腺・血管外科</u> 消化器外科 呼吸器外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 小児外科 皮膚科 形成外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科口腔外科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 集中治療科 救急科 精神科 緩和ケア科 感染症科</p>	<p style="text-align: center;">(組織)</p> <p>第2条 病院の業務を処理するため、次に掲げる部、課、室、係、科及びセンターを置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 診療部</p> <p style="padding-left: 2em;">内科 消化器内科 呼吸器内科 脳神経内科 循環器内科 膠原病内科 血液内科 小児科 <u>一般・血管外科</u> 消化器外科 呼吸器外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 小児外科 皮膚科 形成外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科口腔外科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 集中治療科 救急科 精神科 緩和ケア科 感染症科 周産期母子医療センター 救命救急センター 腫瘍センター スポーツ医学総合センター 薬剤科 中央放射線科 リハビリテーション科 中央検査科 臨床工学科 栄養科</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p style="text-align: center;">(分掌事務)</p> <p>第3条 病院の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>診療部</p> <p style="padding-left: 2em;">内科 消化器内科 呼吸器内科 脳神経内科 循環器内科 膠原病内科 血液内科 小児科 <u>一般・血管外科</u> 消化器外科 呼吸器外科 整形外科 脳神経外科 心臓血管外科 小児外科 皮膚科 形成外科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 歯科口腔外科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 集中治療科 救急科 精神科 緩和ケア科 感染症科</p>

(1)～(5) [略]  
[略]

(職員)

第5条 病院に常勤の院長を置く。

2～9 [略]

10 病院経営部に副理事、次長又は参事、課に副参事、課長補佐、主幹、総合調整幹、調整幹、専門幹、参与（第5項の参与を除く。以下この条において同じ。）又は主査、室に副参事、室長補佐、主幹、総合調整幹、調整幹、専門幹、参与又は主査を置くことができる。

11 診療部に参事、各科に部長、科長、主幹、専門幹、主査又は医長を置くことができる。

12 [略]

13 診療部のセンターに科長、主幹、専門幹、主査又は医長を置くことができる。

14～16 [略]

17 看護部に副看護部長、副看護師長、主幹、調整幹、専門幹、参与、臨床指導員又は主査を置くことができる。

18 [略]

19 患者支援センターに副理事、参事、副参事、看護師長、主幹、総合調整幹、調整幹、専門幹、参与、副看護師長、臨床指導員又は主査を置くことができる。

20～23 [略]

(職務)

第6条 常勤の院長は、上司の命を受けて、病院を統括する。

2・3 [略]

4 副理事、次長、参事、副参事、副看護部長、総合調整幹及び調整幹は、上司の命を受け、担任意務を掌理し、その事務を処理するため所属職員を指揮監督する。

5 [略]

6 主幹、専門幹、前条第10項、第17項及び第19項に規定する参与、主査及び医長は、上司の命を受け、担任意務を掌理し、その事務を処理するため所属職員を指揮監督する。

7～12 [略]

別表第2（第13条関係）

(1)～(5) [略]  
[略]

(職員)

第5条 病院に常勤の院長を置く。

2～9 [略]

10 病院経営部に副理事、次長、参事、調整幹又は参与（第5項の参与を除く。以下この項において同じ。）、課に副参事、課長補佐、主幹、専門幹、参与又は主査、室に副参事、室長補佐、主幹、専門幹、参与又は主査を置くことができる。

11 診療部に参事又は調整幹、各科に部長、科長、主幹、専門幹、主査又は医長を置くことができる。

12 [略]

13 診療部のセンターに科長、専門幹、主幹、主査又は医長を置くことができる。

14～16 [略]

17 看護部に副看護部長、副看護師長、調整幹、専門幹、参与、主幹、臨床指導員又は主査を置くことができる。

18 [略]

19 患者支援センターに参事、副参事、看護師長、主幹、調整幹、専門幹、参与、副看護師長、臨床指導員又は主査を置くことができる。

20～23 [略]

(職務)

第6条 常勤の院長は、上司の命を受けて、病院を統括する。

2・3 [略]

4 副理事、次長、参事、副参事、副看護部長及び調整幹は、上司の命を受け、担任意務を掌理し、その事務を処理するため所属職員を指揮監督する。

5 [略]

6 主幹、専門幹、前条第10項の参与、主査及び医長は、上司の命を受け、担任意務を掌理し、その事務を処理するため所属職員を指揮監督する。

7～12 [略]

別表第2（第13条関係）

[略]			
検査料	HLA抗体同定検査		[略]
	遺伝子検査（採血によるもの）		5,000円
	遺伝子検査（鼻腔拭い液採取その他の拭い液採取によるもの）		5,000円
[略]			
セカンドオピニオン外来面談料		[略]	
遺伝学的検査面談料	初診	30分まで	10,000円
		以降30分ごと	5,000円
	再診	30分ごと	5,000円
[略]			
備考 [略]			

[略]			
検査料	HLA抗体同定検査		[略]
	JAK2遺伝子変異解析検査		30,000円
[略]			
セカンドオピニオン外来面談料		[略]	
[略]			
備考 [略]			

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。